

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系ポンプ(A)の軸受部より潤滑油のリーク（少量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉再循環系ポンプ（A、B）用温度記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
3	2号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、主巻減速機と駆動用電動機の軸結合部内部にボルトの脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（A）の起動操作において、排気フィルタ入口ダンパの動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
5	3号機	使用済燃料プール内における使用済制御棒の吊上げ移動中、廃棄物収納用バスケットに干渉し、掴み具から制御棒が外れてバスケット上に乗った状態となったため、当該制御棒を元の保管ラックに収納及び対応検討	A	
6	4号機	廃棄物地下貯蔵設の廃スラッジ類移送ポンプの点検において、ポンプ出口弁駆動部の弁棒シール部より、エアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	タービン建屋6.9kV高圧配電盤室内南側壁面の塗装に一部剥離（複数箇所）が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
8	5号機	給水制御系の主流量制御器の点検において、制御対象弁の開度指示計のケースに破損が認められたため、当該指示計を修理	D	
9	5号機	プラント停止後の主蒸気隔離弁漏えい率確認のための社内自主検査において、原子炉格納容器外側の主蒸気隔離弁（B）に判定基準値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	原子炉建屋地階の原子炉格納容器トラス室北東側のトラスドレンサンプ（B）付近に地下水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉建屋地階の原子炉格納容器トラス室東側の機器ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネル及び排水配管を点検・清掃	D	
12	6号機	原子炉格納容器内圧力調節器のデジタル表示部の数値に一部表示不良が認められたため、当該圧力調節器を点検・修理	D	
13	6号機	タービン建屋換気空調系の定期点検時切替ダンパ操作器の計装用空気圧力確認用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該小型圧力計を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで